

〔事案 29-116〕 新契約無効請求

・平成 30 年 3 月 19 日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

保険料を自由に増減できると募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 3 月に契約した定期保険の法人契約 2 件について、以下等の理由により、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、会社の利益により、保険料を減額したり、増額したりできると何度も聞いていたが、実際は減額すると一部解約になり、会社に不利益になることが判明した。
- (2) メリット・デメリットは何度も聞き、継続的に保険料を支払っていけるか不安であると募集人に伝えたが、減額することができるし大丈夫と言われた。そのとき、減額が一部解約になることについての説明は全くなかった。
- (3) 加入検討時は、自社の役員・顧問税理士も同席しており、減額について、はっきりとリスクがないと聞き、契約に至った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 減額は一部解約と同義であることは、一般に契約時に説明を要する事項ではない。申立人代表者らから質問もなく、この点を説明していなくても説明義務違反にはならない。
- (2) 減額が一部解約と同義であることは、それ以外に解釈のしようがなく、一般にも知られた事項である。本件では、早期解約の場合には返還率が 100% を大きく下回ることが説明されており、早期減額の時にも同様であることが理解可能である。
- (3) 契約手続きに終始関与していた申立人の依頼する税理士が、減額が一部解約と同義であることを知らなかったはずはなく、同税理士の助言のもとに本契約に申し込んだ申立人代表者も、そのことを知っていたと考えるのが自然である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人代表者および専務取締役、募集人上司および契約時の募集人同行者に対して事情聴取を行った。募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取が実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人代表者および税理士とのやり取りは、募集人が中心に行っていたと考えられ、募集人上司および募集人同行者の事情聴取によっても、申立人代表者が主張するような誤信に繋がる説明がなされたか否かの点について、事実認定することができなかった。
- (2) 上記の点を認定するには、申立人代表者のニーズを直接聞き、税理士とも連絡をとっていたと思われる募集人の証人尋問を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、当審査会

はこのような手続きを持たないため、裁判所における訴訟手続によることが適当である。